

# 公益財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を佐賀県多久市に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)(以下「食鳥検査法」という。)に基づき、食鳥検査に関する事業を行うことにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進並びに一般消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 食鳥検査事業

(2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、佐賀県及び福岡県の地域において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために、理事会で定めた不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会において承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(長期借入金)

第8条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年

度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事  
現在数の3分の2以上の議決を経て、評議員会の承認を得なければ  
ならない。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、  
3か月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、  
理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6  
号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類につい  
てはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなけれ  
ばならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、  
一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一  
般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した  
書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値  
のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関す  
る法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度  
の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号  
の書類に記載するものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員3名以上5名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人  
に関する法律(以下「法人法」という)第179条から第195条の規定  
に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさな  
なければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数  
が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と  
同様の事情にある者

- ハ その評議員の使用人
  - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
  - ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
  - ロ 使用人
  - ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
  - ニ 次の団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
    - ① 国の機関
    - ② 地方公共団体
    - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
    - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項 に規定する大学共同利用機関法人
    - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
    - ⑥ 特殊法人又は認可法人

（評議員の任期）

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

- 第14条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員会において別に定める規程により、費用を弁償することができる

## 第5章 評議員会

（構成）

- 第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員長は、評議員会において選出する。
  - 3 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。ただし、評議員長が出席できない場合は、出席した評議員の中から選出する。

（権限）

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 評議員並びに理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的を記載した書面により、7 日前までに評議員に対し通知しなければならない。ただし、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議)

- 第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害

関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 評議員会の議長は出席した評議員の中から 1 名を議事録署名人に指名する。
- 3 評議員会の議長及び議事録署名人は、第 1 項の議事録に記名押印する。

## 第 6 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 10 名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 非常勤の理事及び監事は、無報酬とする。ただし、理事会又は評議員会に出席した場合は、評議員会において別に定める規程の範囲内で報酬を支給することができる。

- 2 常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 3 理事及び監事には、評議員会において別に定める規程により、費用を弁償することができる。

## 第7章 理事会

### (構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

### (開催)

第30条 理事会は、通常理事会として年2回開催するほか、臨時理事会として必要がある場合に開催する。

### (招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、各理事、各監事に対し、7日前までに通知しなければならない。ただし、理事会は理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

### (議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が理事会に出席できない場合は、出席した理事の中から互

選により選出された理事が議長に当る。

### (決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した理事長（理事長が欠席した場合は、出席した理事）及び出席した監事は、前項の議事録に署名押印しなければならない。ただし、理事長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第37条の規定はこれを変更すること

ができない。

(解散)

第 36 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 37 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 38 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第 39 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 10 章 事務局

(設置等)

第 41 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長その他の所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例財団法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長、理事及び監事は次に掲げる者とする。

理事長	御厨	猛男
理事	橋本	正和
理事	北島	恭一
理事	末次	豊春
理事	本田	茂樹
理事	古賀	勝彦
理事	山口	剛市
理事	松本	善生
理事	松尾	靖弘
監事	川崎	重洋
監事	古賀	浩

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

平子	哲夫
梅崎	信孝
徳永	龍一